

西ノ島町企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託仕様書

1 業務名称

西ノ島町企業版ふるさと納税マッチング支援業務

2 目的

「第3期西ノ島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進するため、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用した寄附の獲得を目指すものである。

3 契約の期間

委託契約締結日から令和9年3月31日まで

4 委託業務内容

受託者は、下記のいずれか、又は複数の手法の組み合わせにより、本町の企業版ふるさと納税による寄附獲得を目指すものとする。

なお、(1)及び(2)については、必須とする。

- (1) 寄附見込企業に対する西ノ島町地方創生事業の紹介及び企業版ふるさと納税制度説明
- (2) 寄附見込企業の新規開拓及び本町に対する寄附見込企業の紹介
- (3) 寄附見込企業の関心を引く事業選定及びPR方法に係る助言、情報提供等
- (4) そのほか、本町の寄附獲得に資する支援

5 委託料

(1) 委託料の算定について

委託料の算定は成果報酬型とし、受託者が西ノ島町に対して、寄附見込企業を紹介して寄附に至った場合、次の計算式により算出した委託料額を支払うものとする。

成功報酬額：寄附金額×委託料率（1円未満の端数は切り捨てとする）

※上記金額に消費税及び地方消費税相当額を加算するものとする。

(2) 委託料の支払について

受託者から紹介された寄附見込企業が西ノ島町に対して寄附を行った後、西ノ島町は速やかに受託者にこの旨を伝え、受託者の請求によって、委託料の支払いを行うものとする。

なお、支払い時期については、契約締結時に協議するものとする。

6 業務の進捗報告

本業務の受託事業者は、必要に応じて進捗報告を行うこと。特に想定以上の寄附が見込まれる場合は、受託事業者は速やかに本町に報告すること。

7 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (2) 本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、西ノ島町の承諾を得たときはこの限りではない。
- (3) 受託者は本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、または他の者に漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (4) 当該仕様書を遵守するために要する経費は、全て受託者の負担とする。
- (5) 委託料が西ノ島町の当該予算額を超えると見込まれる場合の対応については、その時点で協議のうえ、決定するものとする。
- (6) 受託者は西ノ島町と緊密な連絡に努めるとともに、本仕様書に疑義が生じた場合、あるいは定めのない事項が生じた場合は、必要に応じて協議を行うこと。